

許可番号 01525001144

産業廃棄物処分業許可証

新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立130番地

森下企業 株式会社

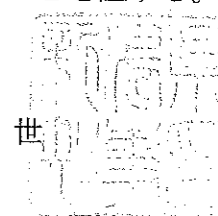
代表取締役 森下 尚平

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

新潟県知事 花角 英世

許可の年月日 令和 7年 1月 6日

許可の有効年月日 令和11年12月27日



1 事業の範囲

- ・中間処理（破碎処理）
木くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（以上、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
- ・中間処理（アルカリ分解・合成処理）
廃油（廃食用油に限る。）（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類

破砕処理施設

・施設の設置場所

新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢字松沢1347番地外22筆

・施設の設置年月日

平成4年11月16日

・施設の処理能力

800t/日(ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類)(8時間)

・施設の許可年月日及び許可番号

平成13年2月1日 六保(環)370-4号

(2) 施設の種類

破砕処理施設(移動式中間処理施設としての使用に限る。)

・施設の係留場所

新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢字松沢3773番1

・施設の設置年月日

平成14年5月9日

・施設の処理能力

91.1t/日(木くず(根株、伐採木及び末木枝条に限る。)) (8時間)

・施設の許可年月日及び許可番号

平成14年3月4日 六保(環)83-2号

(3) 施設の種類

アルカリ分解・合成処理施設

・施設の設置場所

新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立字奈良山102番3

・施設の設置年月日

平成19年7月31日

・施設の処理能力

200ℓ/日(12時間)

(4) 施設の種類

破砕処理施設(根株、伐採木及び末木枝条については、移動式中間処理施設としての使用を含む。)

・施設の設置及び係留場所

新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢字松沢1398番1

・施設の設置年月日

平成28年1月12日

・施設の処理能力

73.2t/日(木くず)(8時間)

・施設の許可年月日及び許可番号

平成27年12月25日 新潟県南魚振健(環)第37-3号

3 許可の条件

・移動式中間処理施設として処理を行う場合は、発生現場で行うこと。

・移動式中間処理施設として処理を行う場合は、新潟県生活環境の保全等に関する条例(昭和46年新潟県条例第51号)第100条第1項の基準に準拠し、騒音による支障を防止するために必要な措置を講ずること。

4 許可の更新又は変更の状況

・更新許可年月日 平成9年12月28日

・変更許可年月日 平成14年6月28日
(破砕処理(木くず)の追加)

・更新許可年月日 平成14年12月28日

・変更許可年月日 平成19年10月15日
(アルカリ分解・合成処理の追加)

・更新許可年月日 平成20年1月21日

・変更許可年月日 平成20年8月29日

(破砕処理について、がれき類の限定解除及びガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの追加)

・変更届出年月日 平成22年3月31日

(代表者の変更 旧 森下 新一郎)

・優良基準適合確認 平成23年11月30日

(許可の有効年月日が平成24年12月27日から平成26年12月27日に延長)

・変更届出年月日 平成25年6月17日

(代表者の変更 旧 高井 正)

・更新許可年月日 平成26年12月28日

・変更届出年月日 平成28年3月9日

(破砕処理施設(平成14年5月9日設置)を「移動式中間処理施設としての使用を含む。」から「移動式中間処理施設としての使用に限る。」に変更)

(破砕処理施設(平成14年5月9日設置)の施設の処理能力を「91.1t/日(木くず)(8時間)」から「91.1t/日(木くず(根株、伐採木及び末木枝条に限る。)) (8時間)」に変更)

(破砕処理施設(平成14年5月9日設置)の係留場所の変更 旧 新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢字松沢1398番地1外14筆)

(破砕処理施設(根株、伐採木及び末木枝条については、移動式中間処理施設としての使用を含む。)(平成28年1月12日設置)の追加)

・更新許可年月日 令和2年1月6日

・更新許可年月日 令和7年1月6日

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無

(令和7年1月6日 更新許可)

NO COPY

再 複 写 無 効